

消費税増税に対して

今年の 3 月に、ある住宅メーカーさんからの依頼で賃貸住宅を建てる方向けのセミナーを行ったときのこと。

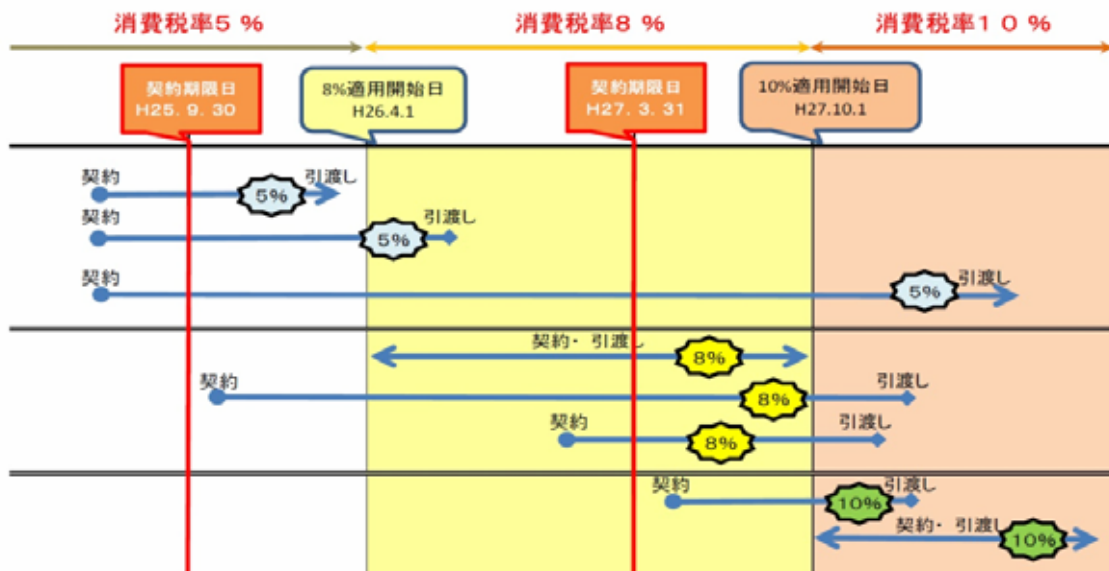
「最近、うちの会社への電話問合せが増えていて、いつもの 3 倍くらい相談があります。」また、4 月金融機関とのローン打ち合わせの際、「**玉木さん、最近自宅やアパートの建替えの相談がとて増えています**」という話もありました。

私の仕事でも、建替え相談や特に相続税の増税に対する相談が、この春から目に見えて増えてきています。

特に相続税に関しては、それを払っている人たちが 3 大都市圏（東京・名古屋・大阪）に多く、自民党の石原議員は「相続税は、一種の都民税だ」との発言もありました。

そこで昨年 9 月の瓦版にも載せましたが、あらためて「建築契約に際しての消費税増税スケジュール」(予定) は以下の通りです。

(図) 消費税増税法案に伴い請負建築に係る消費税法の適用税率・時期



景気条項はついていますが、今年 9 月までに建築契約を結んでいれば、消費税は 5% のままです。古くなって地震に対して不安が残るアパートをお持ちのオーナー様も、増税前の早めの建替え計画検討をおすすめいたします。